

学校法人相模女子大学常任理事会規程

令和7年2月27日
制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人相模女子大学理事会運営規則第7条の規定に基づき、学校法人相模女子大学（以下「本法人」という。）が設置する常任理事会の組織、権限及び運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本法人に、理事会の業務決定権限の一部を受任する等して業務執行を適切に行うための組織として、常任理事会を設ける。

(組織)

第3条 常任理事会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 代表執行理事である専務理事
- (3) 業務執行理事である常務理事
- (4) 学校法人相模女子大学寄附行為第7条第1項第1号から第2号に定める理事のうち、本法人の教職員理事

2 常任理事会の構成員は、前項に規定する者の他、理事長が指名する理事を加えることができる。

3 理事長が必要と認めるときは、常任理事会において審議、協議し、決定する事項に係のある理事及び教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 監事及び会計監査人は、常任理事会に出席して、意見を述べるることができる。

(業務決定の委任)

第4条 理事会は、本法人が設置する大学、高等部、中学部、小学部並びに幼稚部の教育、保育に関する管理・運営業務に関する業務のうち、理事会運営規則第4条1項及び第5条から第7条に掲げる事項を除く事項の業務の決定を常任理事会に委任する。

(審議事項等)

第5条 常任理事会は、前条の委任に基づいて、本法人の日常の業務につき審議し、決定する。

2 常任理事会は、理事会に提案する議題、議案を協議し、決定する。

3 常任理事会は、理事会、評議員会及び本法人の諸規則により付託、諮問された事項を協議、答申し、又は決定する。

4 構成員は、常任理事会において、各人の所轄事項につき報告、連絡及び情報共有に努め、業務執行の円滑かつ効率化を図るものとする。

(議案及びその他の運営)

第6条 常任理事会において協議し審議する議題、議案は、総務担当理事において、整理統合し、決定する。

2 前条及び前項以外の常任理事会の会議の議事・議決及びその他の運営については、理事会の例に準ずる。

(議長)

第7条 常任理事会に議長を置き、専務理事をもって充てる。

2 専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、理事長を議長に充てる。

3 議長は、開会及び閉会を行い、常任理事会の運営を主宰し、その管理をする。

(常任理事会の先決事項)

第8条 常任理事会は、緊急の必要があり、理事会を開催するいとまがないときは、理事会運営規則第4条第1項に定めた本法人の業務を先決することができる。

2 前項の規定によって先決した事項は、次の理事会において、承認を得なければならない。

(招集と議事手続)

第9条 常任理事会は、原則として毎月1回、理事長が相当と認める方法で招集する。

2 常任理事会の会議の運営は、理事会会議の例に準ずる。

(所管)

第10条 常任理事会に関する事務は、学園事務部総務課が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。